

契約社員・パートタイマー・アルバイトなど有期労働契約に関する 「無期転換ルール」をご存じですか？

無期転換ルールとは、同じ会社との間で、契約社員・パートタイマー・アルバイトなど期間の定めのある労働契約（有期労働契約）が5年を超えてくりかえし更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。このルールは、働く者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。

労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。ポイントは、労働者の意思で無期転換の申込みができるということです。まずは、チェックポイントをもとに、無期転換ルールの対象となるか、ご自身の契約書等で契約状況を確認してみましょう。

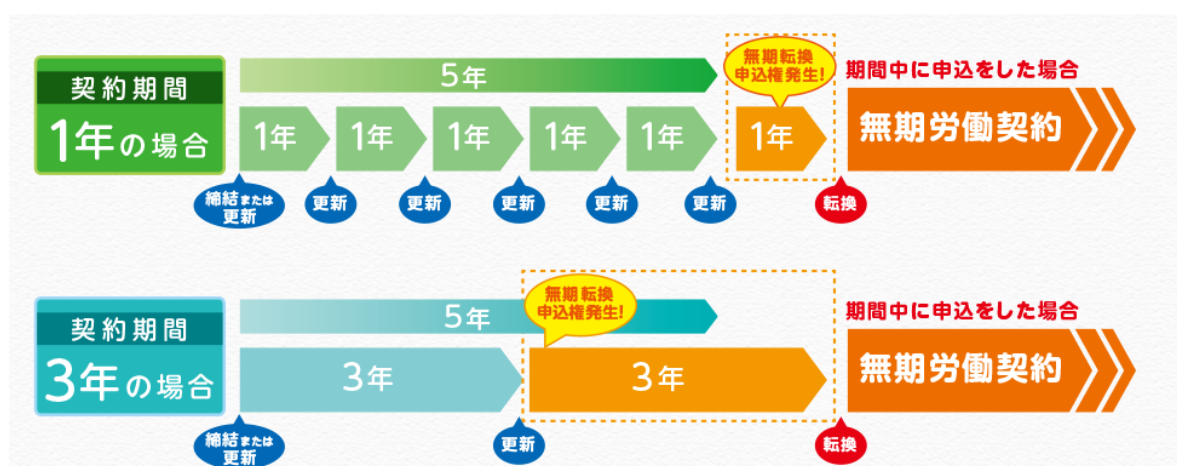
◆チェックポイント◆

チェックして
みてね！



チェック内容		Oor x
1	2013年4月1日以降に契約を開始した有期労働契約の期間をすべて合計すると、5年を超えている。 ※ 同じ会社との間で有期労働契約を締結していない期間が一定の長さ以上にわたる場合、「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から外れます。	
2	2013年4月1日以降に、契約を1回以上更新している。	
3	その契約先はすべて同じ会社である。 ※ 継続して同じ会社に勤務していれば、その間に職種や職務内容が変更されたり、A支店からB支店に異動した場合であっても、契約期間は通算されます。	

すべてのチェック項目に○がついた場合には、無期労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）が発生します。無期労働契約にするためには、会社に対して申込みをすることが必要です。これに対して会社は断ることができません。なお、申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々のトラブルを防ぐため、書面で行いましょう。



出所：厚生労働省「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」



連合「有期労働契約 Handbook」も読んでみてね！

https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/1227yuki_roudou/#page=1

連合なんでも労働相談ダイヤル ☎0120-154-052

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。